

『黒潮町まるごと産業祭 出店要領』

令和元年 6 月 19 日

黒潮町まるごと産業祭実行委員会

この要領は、黒潮町まるごと産業祭実行委員会(以下、「実行委員会」)が運営する「黒潮町まるごと産業祭(以下、「産業祭」)」への出店にあたり、条件など、基本的な事項を定めたものです。

1. 「産業祭」開催の目的

「産業祭」は、黒潮町の農業・漁業・商工業・林業・観光業を広く町民に理解していただくとともに、地域に対してこれまでの支援・ご愛顧への感謝の意を表する。

2. 出店条件

「産業祭」に出店するには事前に申し込みが必要です。出店にあたっては下記の事項に同意してください。

- (1) 「産業祭」の開催目的に賛同いただけること。
- (2) 「実行委員会」が定める出店要領に同意いただけること。
- (3) 「産業祭」及び「実行委員会」が運営する関連事項に協力、参画いただけること。

3. 出店できる方

- (1) 原則、黒潮町内に在住若しくは拠点を置く個人・団体・法人
- (2) 黒潮町で地域産品を自ら生産、加工している個人・団体・法人
- (3) 黒潮町の地域産品を用いた加工品を製造、販売している個人・団体・法人
- (4) その他、実行委員会が適当と認める個人・団体・法人

4. 出店における基本ルール

(1) 販売方法

原則として生産者、または製造者が自ら対面販売すること。

(2) 販売品目

原則として黒潮町の地域産品及び、地域産品を用いた加工品であること。

5. 販売日時

令和元年 11 月 10 日(日) 午前 10 時 00 分～午後 3 時 00 分 ※時間厳守

※午後 3 時 00 分には販売を終了し、片付けをお願いします。

※午後 3 時 00 分までに完売しても撤収等は開始しないでください。

6. 出店料

(1) 趣旨

「産業祭」の運営経費などに充てるものです。

(2) 出店料

2,000 円

(3) 支払方法

「産業祭」開催時間中に会場にて、担当者が集金いたします。

7. 出店スペースの基本仕様

(1) 1 小間あたりのスペース

- ・ 間口 1.8m×奥行 2.7m
- ・ 間口 2.25m×奥行 3.0m
- ・ 間口 2.5m×奥行 2.5m

※テントの種類は選択できませんのであらかじめご了承ください。

(2) 基本仕様

販売台×1 (1.8m×0.5m)

椅子×2

(3) その他

- ・ 1 出店者につき 1 小間の出店とします。
- ・ 基本仕様以上に必要な機材がある場合は、出店者にて準備してください。
- ・ 電源はありませんので、必要な場合は出店者にて準備してください。
延長コードが必要な場合も、各自で準備をお願いします。
- ・ 火気を使用する出店者は、防火対策及び初期消火対策（消火器（業務用）の持参）を十分おこなってください。焼失等の損害が発生した場合は弁償していただきます。
- ・ 商品及び持ち込み機材類は、各出店者の責任において管理してください。
- ・ 盗難、棄損、その他の事故等については、委員会は一切責任を負いません。

8. 出店申し込み方法

所定の出店申込書(別紙)に必要事項をご記入のうえ、**FAX**、郵送、または **E-mail** にて黒潮町商工会までお送りください。電話での申し込みは受付しません。

なお、出店を希望された場合でも、登録申込内容を「4.出店における基本ルール」に照らし合わせ、実行委員会の判断により出店をお断りする場合があります。

9. 出店調整について

申し込み多数の場合は出店希望者の販売品目や会場設備・スペース等の状況に応じて、実行委員会にて出店調整させていただきます。ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

10. その他留意事項

(1) 会場内における小間割りについて

販売品目などに応じて、会場内における各出店者の小間割りは実行委員会にて行います。実行委員会が正当な事由と判断した場合を除き、配置に関する希望は受け付けておりませんのでご了承ください。

(2) 開催当日の設営等について

当日の会場設営及び撤去・後片付けなどは、実行委員会と出店者が協力して行うこととしますので、ご理解の上ご協力をお願いします。

作業内容：閉会后、机・椅子をテント前にまとめ、テントの折りたたみ作業の一部をご協力願います。なお、都合により閉会までの滞在が不可能な場合は机と椅子を折りたたみ、テント内にまとめていただきますようご協力ください。

(3) 当日の搬入について

各出店者により、午前8時から午前9時30分の間に搬入をお願いします。

出店準備が完了次第すみやかに車両を所定の位置へ移動してください。

※午前9時30分から午後3時30分までの間「車両進入禁止」となります。

(4) 臨時営業許可証の申請について

会場にて食品の調理販売を行う場合は、保健所への臨時営業許可申請が必要となりますので、申請は各自で行ってください。(詳しくは保健所にお尋ねください。)

(5) ゴミ処理について

各小間で発生したゴミは、各自持ち帰りとなります。

(6) 実績調査について

イベント効果の検証のため売上等の実績調査を実施します。ご協力をお願いします。

11. 開催中止の連絡

荒天等により開催を中止する場合があります。開催可否の判断は開催日前日正午の天気予報を参考に行い、各出店者へFAX及び電話にてお知らせします。

12. 附則

(1) この要領は、令和元年6月19日より発効します。

(2) 申込者の了承を得ることなく、本要領を変更することがあります。変更内容については申込者にお知らせいたします。また、変更に伴い、申込者に不利益、損害が発生した場合、実行委員会はその責任を一切負いません。

(3) 本要領にて明示されていない事項については、別途実行委員会にて協議のうえ、必要に応じて定めるものとします。